

# 論文

## 日本の経営論序説

—家と家族—

三 戸 公

- 一 緒言
- 二 家の解体——敗戦による民主化、川島武宜の家論を手がかりに——
- 三 家と家族——有賀理論と喜多野理論の紹介——
- 四 日本の家と家父長制——有賀・喜多野両理論への若干のコメント——
- 五 家と家族構成——有賀理論・中野理論に触れつつ——  
(以上本号)
- 六 家の解体——家計と経営の分離と日本の経営——
- 七 結言

## 一 緒言

日本の経営を論ずる場合、何等かの形で《家》に触れないでは済まされない。その中でも、日本の経営論において指導的役割を演じてこられた間宏教授、津田真澄教授の理論は、とりわけ《家》と深いかわりをもっており、一般に日本の経営の特徴といわれる終身雇傭・年功制・手厚い福利厚生は、戦前において《家》の論理によって成立し支えられてきたものである。だが敗戦による民主化の改革的措置によって《家》制度は崩壊し、戦後の日本の経営は別箇のイデオロギーないし論理によって支えられていると、両教授は把握しておられる。両教授の違いは、戦前から戦後の変化を間教授が経営家族主義から経営福祉主義へと把握されるのに対して、津田教授が家制度経営から生活共同体へと論じておられるところに差をみるだけである。わたくしは、この両教授の立論に素朴な疑問がある。戦前と戦後を貫ぬいて存在している日本の経営の特徴といわれるものが、戦前において《家》の論理によって成立しそれに支えられて存在していたとすれば、戦後においても日本の経営の諸特徴がそのまま存続して現在に至っているかぎり、敗戦に伴なった民主的改革がいかに大きかったとはいえ、《家》の論理はそのまま戦後においても存続しつづけ、生き続けている、とみるべきではないのかと、このように考えるのである。<sup>(1)</sup>

戦後の日本の経営を《家》だといひ、あるいは擬制的な《家》だという把らえ方は、常識的なレベルでは、一般になされている。だが、学術的なレベルで論じる場合は戦後の日本の経営を《家》と把握する論者を多くはみない。何故であろうか。

《家》とは何か。《家》について誰一人何等かのイメージをもたない者はいないし、また何等かの理解・把握をし

ていない者はいない。だが、《家》とか村とかの概念は誰にとっても自明のものごとくにみえて、一步ふみ込んでゆくと、これまた驚ろくほど複雑な領域であり、これほど困難な領域はないとさえ思える程である。専門外の者が立ち入る領域ではないと思われるが、行きがかり上素通りするわけにはいかない。諸先学の成果を、わたくしなりに辿り、勉強してみることにする。引用がくどいまでに多く長いのは、そのせいである。専門外であろうと思われる読者に、専門家が家をどのように論じてきているか、私と一緒に学び辿ってもらい共に考えていただきたいと思うからである。

間教授が「戦後の民主的社會改革は、戦前・世界に誇るべき美風とされた家族制度を否定し、これによって経営家族主義はその拠り所を失うことになった」といわれ、津田教授が「大戦後の財閥解体・農地改革・労働組合の結成成長・個人主義的な民法・社会法・社会制度の改革は、経営家族主義を擬制としても成り立たしめなくなり戦後日本の経営の特色をあらわすものは、《家》ないし《家族》の概念をいささかも含まない」といわれる。こうした事情を見事に抉り出しておられるのは、川島武宜教授の所説(と)であると思う。川島教授の《家》ないし《家族》論と間教授のそれとはかなり近い関係にもある。まず、《家》ないし《家族》が戦前と戦後においていかに異なっているか、その変革について川島教授が論じておられるところを見よう。そして、更にわが国社会学の大きな成果であり、両者の間に論争が交わされた有賀喜左衛門教授(も)と喜多野清一教授(も)の《家》ないしは《家族》の理論より撰取すべきものを検討してみることにしたい。既存の理論の紹介は、強いて長い引用をする。日本の家とか家族とかについては、専門家を除けば、わかりきった事のごとく思われているのが一般的だからである。

(1) 拙稿「日本の経営と《家》」(『立教経済学研究』第三五巻第一号、所収)に、この稿は直接つながるものである。

- (2) 川島武宜『イデオロギーとしての家族制度』岩波書店
- (3) 『有賀喜左衛門著作集』未來社、とくに第四卷、第七卷、第九卷、第十一卷。
- (4) 喜多野清一『家と同族の基礎理論』未來社、

## 二 家の解体

——敗戦による民主化、川島武宜の家論を手がかりに——

戦前の家の崩壊を制度的に最も深く抉り出す手掛を与えてくれるのは、川島武宜教授であると思う。

川島教授は、戦前の家族制度を家および家父長制の二つの要素の離れがたく結びついている家族秩序であり、「家的家父長制」と概念づけておられる。では、教授のとらえておられる家として家父長制とはいかなるものであろうか。いささか長きにわたることとなるが、家とはいかなるものか、家族とはいかなるものかについて、これまで論議せられてきた要因のほとんどが整理して出されているように思われるので、そのまま引用することにした。

「いわゆる『家族制度』は、家および家父長制の二つの要素がはなれがたくむすびついている家族秩序である。だから、私は家族制度を『家的家父長制』と概念規定しようと思う。

第一に、『家』とは何であろうか。従来、家については多く語られ論ぜられてきたが、常に自明視されたままで、その内容の分析がほとんどなされていらない。恐らく、その原因は、家が多くの人々にとって自明の存在であるということにもあるであろうが、それとともに、『家』を明確に概念的に定着することが困難なことにもあるであろう(ヨーロッパやアメリカの社会学や人類学の文献では、『家』を正面から取りあつたものはないのではなからうか)。

事実、民法の起草者は、たしかに事実として存在するところの『家』という現象を法律上の操作的概念で把えることに非常な苦心をしたあげく、ついに戸籍簿の上に一つの『家』として記載されているかどうかということによって家の現象を法的に把えようとしたのであった。これはある程度には成功したのであったが、同時に、やはり若干の点で現実の家と法律上の家とのずれをきたしたことについては、すでに多くの法律学者の指摘しているとおりである。したがって、『家』という現象の明確な概念的定着はまだ今日のところきわめて困難なしごとであるが、私はとりあえずつぎのように説明しておきたいと考える。

(1) 家は、世帯の共同とは関係のない血統集団であって、構成員の死亡・出生・結婚等による変動はあってもその同一性を保持して存続してゆくものだという信念を伴うところのもの、と定義することができようであらう。

家は血統集団である。家への所属は、原則として、父系の血統（男子をとおして連続する血縁）によって定まるが、血統は生理的血統のみでなく、擬制的血統によっても存在する。すなわち、養子制度がみとめられ、家族構成員の妻は夫の家の構成員（夫と同世代の）とみなされる。すなわち、『家』の構成員は同一の血統に属している者でなければならぬという信念が存在し、そのことと関連して非血統者についての擬制的血統についての信念が成立しているのである。『家』の同一性は、姓（氏・家名）および祖先・祭・祠の同一性によって象徴される。——以上のような性質をもつ家は、旧武士層のみならず一般庶民層（特に農民）にも程度の差はあるが存在しており、旧武士・地主層においては特に明確である。

家はつぎのような意識（信念体系・価値体系）によって支えられている。第一に、血統連続に対する強い尊重、——特に旧武士層においては、父系血統に対する強い尊重、女性の蔑視、——および祖先と子孫が一体であるという信

念。第二に、その結果、多産の尊重、子を生まない妻の蔑視。第三に、祖先の尊重。第四に、伝統の尊重。第五に、個人に対する『家』の優位。第六に、家の外部においても個人をその属する家（『家格』）によって位置づけること（『毛なみ』の尊重）。——以上の諸点についても、一般庶民にあっては、その意識は弱い。

家という集団の大きさは固定しておらず、核家族 nuclear family のみでなく、ある場合には本家・分家を含む同族集団、またある場合にはその中の親家族・子家族の集団が、『家』として意識されている。現実の集団としての家を定着することの困難の一つは、この点にある。

(2) つぎに家父長制は、家長が家族構成員に対して支配命令し、後者が前者に服従する関係である。その具体的内容は、第一に、家族構成員に対してその行動を決定し、それに服従させる家長の権力。第二に、この権力を保障するための道具としての、幼少時からのしつけ、および家族内の『身分』の差別と序列、家長による財産の独占と単独相続制、家長の『顔』（権威）を支える諸々の行動様式（家父長制については従来も論ぜられるところが多いから、ここにはこれ以上立ちいった説明を必要としないであろう）。——以上の諸要素は、旧武士・地主層にあってはその程度がつよく、一般庶民にあっては原則として弱い（このような言い方は不正確であり、もっと具体的な差異を問題とすべきであるが、便宜上このような表現を用いることを許されたい）。

(3) 家と家父長制とが結合しているということは、家族制度を特色づける。そのもっとも重要な点は、家長の権力を神聖化し、それを伝統の力によって補強し、且つ権力支配を外見の見えにくい或は外見的に穏和なものとする、ということである。<sup>(1)</sup>

家ないし家的家父長制のイデオロギーは、国の体制すなわち国体のイデオロギーとして再構成せられていた。戦前

の天皇制すなわちこれである。川島武宜教授は、次のように分析しておられる。<sup>(2)</sup>

- (1) 血統についての信念や価値概念を利用して、政治権力を正当化すること。
    - (イ) 家系の古さ（「いわゆる万世一系」）による天皇家の「家格」の超絶の高さを基礎づける。
    - (ロ) 家系の神性及び祖先一体観による、天皇家の超絶的権威の基礎づけ。
    - (ハ) 祖先の権威による、天皇の権威づけ。
    - (ニ) 祖先一体観と、神話における神々の支配体制とによる、現代の君臣関係の基礎づけ。
  - (2) 家族関係の類推または擬制を利用して権力を正当化すること。
    - (イ) 国を家と擬制することによる、正当化および情緒的反射の条件づけ。
    - (ロ) 天皇と人民との関係を親子と類推することによる、正当化および情緒的反射への条件づけ。
  - (3) 出生にもとづく地位 (status) と役割 (role) との規定による、権力「身分」の必然性・宿命性の正当化。
  - (4) 権力支配の内容に関する家族主義的教説。
    - (イ) 家のために親子関係を夫婦関係に優先させ、嫁の服従忍耐を要求する教説。
    - (ロ) 恭順 (piety) をもってする絶対服従の教説。
    - (ハ) 婦一の原理による自己主張の禁止。
    - (ニ) 個人に関する家の優位、個人の私生活の否認。
  - (ホ) 家の身分階層制およびそれに基づくところの政治体制の正当化の教説。
- (5) 家の原理による隣組組織の正当化。

見事な分析である。戦前・戦中を生きたくしには、身につまされる思いである。そして、天皇制国家の惹き起した戦争は、無条件降伏という形で敗戦を迎え、天皇制国家は崩壊せしめられた。一切の権力を悉く天皇に帰属すると定め臣民の絶対服従を規定した憲法は、主権在民の憲法に変革せられた。家ないし家的家長制は、男女平等・均分相続を規定する民法によって解体せしめられた。忠孝一致体制は終焉をとげたのである。旧民法の家が新民法によって消滅せしめられた局面を星野英一教授の叙述をほとんどそのままかりて、画こう。

旧民法の規定する家とは、家督相続によって引きつがれてゆく戸主権をもつ戸主によって統率せられる家族集団である。すべての国民は必ずある家に属さねばならず、戸主は家において強大な機能をもち、家族は戸主に服従を強いられ、婚姻・養子縁組みは戸主の同意を要した。家の財産はまとめて戸主のものとされた。親権は母にはなく父にのみ存し、母は例外的にのみ認められた。この家における戸主と家族との関係は、そのまま天皇と臣民との関係でもあった。戦後の改正民法は、「戸主および家族」という章は全く削除され、国民はどこかの家に属するということがなくなり、戸主権も家督相続ということもなくなった。家はまさに廃止されたのである。

新憲法・新民法のもとで、産業社会の展開は核家族化・マイホーム主義等の現象を呈し、家は実質的にも崩壊・解体したといつてよい。そのなかで、ようやくにして憲法改正論議が起ってきた。川島教授のいわれる家的家長制が完全に崩壊したと思われる現在において、なおも復古的色彩をおびた憲法改正が政権政党によって提起せられるにいたったのは何故であろうか。文部省は、大王家を天皇家というべし等と教科書づくりにおける行政指導のり出しはじめた。その問題は、ここではそれとしておく。

われわれは、ここで家の廃止・解体・崩壊をはっきりつかめばよい。民法学者川島教授・星野教授によってとらえ

られ画かれたかぎりでの家の崩壊をはっきりと認容し認識しておく必要がある。

このような家の認識に立てば、間教授が戦前を経営家族主義、戦後を経営福祉主義と論ぜられ、津田教授が戦前を家制度経営、戦後を共同生活体と規定せられるのも、十分に納得でき首肯しうるのである。<sup>(4)</sup>

にもかかわらず、なおわたくしは戦前はもちろんのこと、戦後の日本の経営の把握においても家概念に固執したく思うのである。そのために、民法学者の把握する家概念・家族概念とは当然違った内容のものでなければならぬ。そのような家概念をたてるのが可能であろうか。果して、これまでみてきたような家ないし家族の概念と違った内容をもちこんだ概念をたてて、それをしもお家とか家族とか家族とか言いうるであろうか。そのような疑問が生ずる。そうかもしれない。だが、家ないし家族の概念は、これまで以上のような民法学者によって把握された文脈のものにつきるものであったかどうか。社会学者によるこの問題の研究を、わたくしの関心のかぎりにおいて利用させていただきたい。

(1) 川島『前掲書』、三三頁—三四頁。

(2) 川島『前掲書』、五三頁—五六頁。

(3) 星野英一「〈家〉から家庭へ」(東京大学公開講座『家』東京大学出版会、第十章)。

(4) この節を書くにあたって、ジュリスト増刊総合特集「現代の家族」(一九七七年、有斐閣)、とりわけ玉城肇「日本の家族——制度と実態の歴史」および「家制度と家族イデオロギ——天皇制にふれて」、湯沢雅彦「家族問題の戦後史」から多く教えられた。

### 三 家と家族

——有賀理論と喜多野理論の紹介——

家とは、いったい何であるか。川島武宜の所論もさることながら、さらに立ち入ってみてゆくことにしたい。それ

には、社会学の分野における大きな学問的遺産がある。そのうち、戸田貞三の『家族構成』において展開された家族理論、それを批判した有賀喜左衛門の「家族と家」に関する家論、さらに有賀の「家族と家」を批判しながら自説を展開した喜多野清一の家論をみることにする。まず、喜多野の『日本の家と家族』より戸田理論の紹介から始めよう。

### 1、戸田貞三の家族理論

戸田は、家族なる概念を欧米における family と同義のものとして把握する。その上で、A・コント、M・ウェーバー、その他学者の所説を整理・綜合して、家族の特質を次のようにまとめた。

- (1) 家族は夫婦親子およびそれらの近親者よりなる集団である。
- (2) 家族はそれらの成員の感情的融合にもとづく共同社会である。
- (3) 家族的共同をなす人々の間には自然的に存する従属関係がある。
- (4) 家族は、その成員の精神的ならびに物質的要求に応じて、それらの人々の生活の安定を保障し、経済的には共産的關係をなしている。

(5) 家族は種族保存の機能を実現する人的結合である。

(6) 家族はこの世の子孫があつた世の祖先と融合することにおいて成立する宗教的共同社会である。

この六項のうち、(5)は自然的生物的作用であつて、人為的構成の家族の重要機能から除くのが適當であり、(6)は近代的家族では重要ではないので除いた方がよいとし、戸田は、次のようにまとめあげている。

「家族は夫婦および親子関係にある者を中心とする比較的少数の近親者が、感情的に緊密に融合する共産的共同であるといふ。構成上からいふならば、家族は夫婦関係にある特定の異性ならびに血縁的に最も接近している親子

を主たる成員としている少数近親者の集団であり、結合の性質からいふならば、それは少数成員の感情的要求に基く共同であり、さらに主たる機能についてみるならば、成員の生活安定を与える連帶的關係であり、共産的關係である<sup>(2)</sup>。

喜多野は、戸田理論を次のように評している。「要するに、家族を成員相互の感情的融合、人格的合一化を基礎とする結合と見る考えを一貫させたものであって、従属とか共産的關係のような家族生活の重要な結合形式を、単に外形的に把えるのではなく、これを家族員相互の内的態度にもとづけて、家族結合の内的契機に結びつけて解釈しようとした見解である。そして、このような解釈の仕方は、次にのべるように有賀氏の考え方との明らかな対照を示している<sup>(3)</sup>」。

戸田理論は、常識的にきわめてわかりやすく、納得的でもある。では、有賀喜左衛門は家族ないしは家を、どのように把らえているであろうか。

## 2、有賀喜左衛門の家族理論

有賀は、日本の農家に関する精緻にして老大な実証的研究および上代から現代に及ぶ広汎な史的研究を重ねて来ているが、彼は、次のように家および家族を概念づけている。

彼はいふ。「家族という称呼は日本語のイエの集団生活を意味することもあり、またイエの成員をさすこともあり、まぎらわしいので、私はイエ(家)の語によってその生活集団をさし、家族の語によってイエの成員をさすものとまとめておく。日本の家や西洋の family やその他類似の集団に共通する觀念を広汎に論ずることは、ここでは困難であるから、主として日本の家を問題にして、それに近づいてみたい<sup>(4)</sup>」と。

戸田貞三が、そして日本の学者の多くが先進欧米産の理論を理解し、吟味してそこから日本の現実にむかってゆくのと違って、日本の家にじかにむかい、そこから日本の家の理論を構築してゆこうとするところに、有賀の大きな特色がある。

彼は、まずもって家を、人間集団であり、人間の集団にとつて基本的な生活集団であり、生活共同体である、と規定する。

ここに彼の家概念の基底の特殊性がある。すなわち、一般に家を考えるときに夫婦・親子の血縁的・親族的な人間結合が考えられるのに、たとえば戸田のように、彼はそのような人的結合を基底にすえることなく、生活集団ないしは生活共同体として家をとらえる。では、何故に血縁的人的結合を排除するのか、彼は次のように言う。

「家も人間の集団であるが、人間の集団は基本的に生活集団であり、生活共同体である。それは一定の土地のひろがりの上に存在することを必要とする。もし純粹に血縁集団というものがあるとしてもそれは同様であろう。家はしばしば血縁集団といわれたが、これすら土地からはなれることはできない。しかし家は血縁集団であろうか。父母と子供の間は血縁関係であるが、夫婦関係はそうでないものが多い。近親結婚を忌避する風習すら一般的である。それゆえ家を血縁集団と定義することはできないが、子供のない夫婦関係の場合にも家は存在できる。」<sup>(5)</sup>だから、家族の範囲は血縁者ばかりではなく、非血縁者も家族の範疇に入り込むこととなる、ということになる。彼はいう。

「家は夫婦生活が中心となるので、血縁者が含まれても含まれなくても、成立するばかりでなく、非血縁者が含まれても成立する。家の生活を維持するために必要なら、外部から人を取り入れて家の成員として包摂しなくてはならぬ。これを家族として認めるかどうかを法律や慣習で規定することは多いが、社会学的には現実の家生活を構成する

集団として捉えねばならぬ。そして家生活をその内部で支持する人々を家族と見る。彼らが中心となる夫婦とどんな社会関係を持つとしても、その社会関係の異なるままに一つの家生活に含まれ、その内部でその生活に参加するものを家族ときめてよい。雇人や家内奴隸などでもよい。彼らは近親血縁の家族の如く夫婦と親族関係を持たぬが、主従関係または契約による雇傭関係を結んで、その家生活に参加した。家族と規定することは参加する成員の家族意識の有無を重要な規準とすると説く人々は少なくない。それはそうであるが、家族意識とは同じ家生活に属するという共属意識を指すのであって、これに対する個々の人々の主観的心情が全然同じだということではないから、この意味では家の成員の各人が全然同じ意識を持つことはない。夫婦、血縁の親族関係におけるそれぞれの立場の家族意識があり、主従関係または雇傭関係におけるその立場の家族意識があるので、一家の成員としての意識においては共通しても、個々人の家内における地位により個人的心情はまったく同一ではあり得ない。外部から収容された非血縁者の雇人でも、その家の中心者に一定の社会関係において従属する意識において家生活に参加する自覚があれば、これは現実は家族意識と認めてよい。これは実際にも見られた。<sup>(6)</sup>

では、有賀は家を生活集団ないしは共同生活体と一般的に考えているかというところではない。家なる生活集団は、夫婦関係の存在を家にとって基礎的なものとした集団であると把握している。子供の有無は家の定義にとって不可欠ではないが、夫婦の存在は家にとって第一条件だ、としている。彼はいう。「第一に夫婦関係の存在であり、家とは夫婦関係を根拠とする集団となる。ところが、家と認められている集団でも夫婦関係を欠くものがあり、その一方が欠けたり、未婚者のみを含むものもある。それでも法律的にも慣習でも、これを家と認めている。しかしこれは過去に夫婦関係にあったか、将来それを持つ過渡形態である。だから夫婦関係の成立する可能性がなくなると家とし

て認められなくなるといってよい。<sup>(7)</sup>」

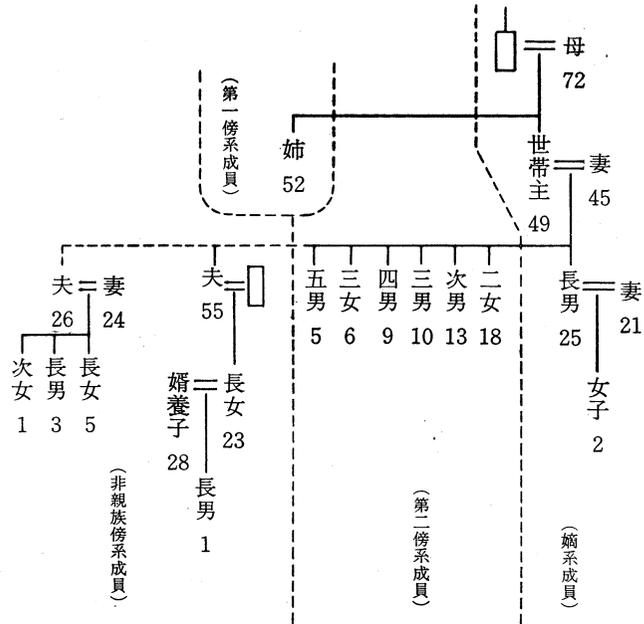
彼の家の定義は、夫婦を根柢とする生活集団、あるいは同じことだが夫婦関係の存在を基礎とする生活共同体ということになる。

このように家を定義すれば、家の成員たる家族には次のような者が含まれることになる。まず、夫婦、つづいて夫婦により生れ扶養せられる子供、また父母等の老年になった近親血縁者もまた家にふくまれる。さらには夫婦とく夫婦の兄弟等も生活共同体の一員として家族になることもある。

血縁者を家族と考えるかぎりでは、戸田の家族理論と異なるところはない。だが、有賀は家を何よりもまず生活集団と考えているので、家族の範囲は血縁を越えて、同一生活集団に参加している者なら誰でも家族の範疇に入ってくることになる。彼はいう。「家は夫婦生活が中心になるので、血縁者が含まれても含まれなくても、成立するばかりでなく、非血縁者が含まれても成立する。家の生活を維持するために必要なら、外部から人を取り入れて家の成員として包摂しなくてはならぬ。これを家族として認めるかどうかを法律や慣習で規定することは多いが、社会学的には現実の家生活を構成する集団として捉えねばならぬ。そして家生活をその内部で支持する人々を家族とみる。彼らを中心となる夫婦とどんな社会関係を持つとしても、その社会関係の異なるままに一つの家生活に含まれ、その内部でその生活に参加するものを家族ときめてよい。雇人や家内奴隷などでもよい。彼らは近親血縁の家族の如く夫婦と親族関係をもたぬが、主従関係または契約による雇傭関係を結んで、その家生活に参加した。」

ここに掲げる斎藤家の家族構成は、有賀の調査になるものである。<sup>(8)</sup> 家族の構成は、まず嫡系と傍系とにわけられ、傍系は親族傍系と非親族傍系とに分けられ、親族傍系は第一、第二とまたわけられているのが読みとれる。これをみ

齋藤家(昭和10年8月現在)



ても、家族は血縁か非血縁かの区別よりも、家長たるの系である嫡系か、家長のもとに従属する成員たる傍系かの区別の方をより重視していることがわかる。

家は夫婦中心の生活集団であり、家における生活機能を担う者はすべて家族となると考え、家の生活機能の内容が問題とせられねばならぬ。家の生活機能は、まず固定的なものではなく、家を取りまく、歴史的・文化的・社会的条件によって規定せられるとする。

「文化の低い社会の家は、程度は低くても、生産と消費に互る多くの生活機能が複合し、文化が高くなると家の内部の機能複合が減少して、消費生活に限定される傾向が強くなる。しかし、低文

化の社会でも家はそれのみで完結して存在できるのではないから、家の持つ諸機能を通して他の集団と結びつく。したがって家の持つ諸機能はそれを取りまく他の集団との相互関係によって異なるのであって、外部に他の機能を持つ集団が多く発達しない場合には、家の持たなければならぬ生活機能は比較的多いし、それだけでなく外部集団の性質

によって質的な影響も受ける。ところが外部集団が多く発達して来ると家の担当していた諸機能を外部の集団に次第に渡して行き、家自身の機能を比較的単純にするので、それに応じた質的な変化も生ずる。<sup>(9)</sup>

家の生活機能として、いかなるものがあるか。「家の生活機能として信仰、経済、法律、道徳、自治、芸術等をあげることができる。家ではこれらの諸機能が複合しているから、小さくても複雑な集団となるのである。家の内においてこれらの機能が遂行されるとき、その内部でこれに共同するものがその家族であると規定してよい。これらの個々の機能における共同者はそのいずれの機能を果す時にも一致している。信仰祭祀における共同者は経済、法律、道徳における、また自治における共同者に一致している。それを遂行する組織も一致しているから、中心者となる夫婦の中、家長を夫におく慣習の民族では、自治も経済も信仰も父家長の主宰となる。他の慣習においては異なる組織を持つ。男系や女系の相続慣習もそれに相応した家の組織と結びつく。日本の家において神棚や仏壇があり、これに結びつく家の信仰祭祀があるが、これは父家長の主宰する組織を持っていた。経済においても、家の生業はこの形を持ち、父子が別々に他の企業に通勤し、消費経済を共同にする場合でも、父家長の主宰であった。法律でも、慣習でも、戸主としての父家長の権限は大きく定められて、子弟子女の日常生活や婚姻等にも強い監督権を認められたので、それに相応する道徳的規定が家族を拘束し、それを支持することが家名の尊重と密接な関係があった。家の自治的機能はこれらの諸機能の強い結びつきの上に表現されていた。<sup>(10)</sup>

家は、外部条件との相即的關係において、生活機能の内容をことにするが、家族の生活保障上の経済のみならず、物質的・精神的な充足を与える上での諸機能を営むとすれば、当然のこととして、諸機能を担う家族の統率者「主宰者」を必要とする。家長がそれである。家長は能力よりもむしろ、制度的慣習的に規定せられる。家長とその他成員と

の間に身分的關係が生じ、直系・嫡系と傍系との区分ができる。家長は、家の存続のためにひたすら奉仕する存在であり、成員各人はそれぞれの家機能を家長の命のもとに、全身全霊それにつくすを最高の道徳とする。

以上は、有賀の家ないし家族の理論を、彼の論文「日本の家」（昭和二十四年十二月稿）の第一章「家の概念」と「家について」（昭和二十二年）、および戸田批判の「家族と家」（昭和三五年九月稿）を中心に紹介したものである。

### 3、喜多野清一の家概念

喜多野清一は戸田の小家族理論を擁護し、有賀理論を批判しながら自説を展開している。

喜多野は、戸田の夫婦・親子の愛情・信頼につながる小範囲の人格的結合の家族理論を支持し、しかも有賀の夫婦を基礎とする生活共同体ないし生活集団説をはげしく批判しながらも、有賀と同様に家族範疇に血縁者はもちろんのこと非血縁の者も入りうることを認めている。それは、いかにして可能であるか。

喜多野は、戸田が家族の特質として箇条書きにあげている第四番の「家族は、その成員の精神的ならびに物質的要求に応じて、それらの人々の生活の安定を保障し、経済的には共産的關係を有している」という規定は、M・ウェーバーの家共産主義 Hauskommunismus の考え方から撰られたものと類推している。それは、「共産的關係」という言葉の説明においてウェーバーの「財の消費 Güterverbrauch に際しての《計算勘定》 Rechenhaftigkeit の欠除」の共産主義の概念を利用しているからである。だが、戸田はウェーバーが家共産主義というとき、それが伝統的な、すなわち家父長制的な基盤に立っていたことの重要性を考慮に入れていないと指摘する。そして、喜多野は日本の家をこのウェーバーの家父長制的家族の類型においてとらえるのである。

「ウェーバーの家共産主義が実現されているのは、家父長制家族においてであるという問題がある。家父長制家族

は、ドイツにおいても、夫婦とその子ならびに少数の直接近親者の小結合を基礎にするのみでなく、傍系親族をも、また *Gesinde* と言われる『譜代下人』をも包含して、形成されている。言うまでもなく戸田博士の小家族よりは幅の広い多様な成員を入れている家族生活である。このような地盤の上に家共産主義はどうして成立するのだろうか。それはここでも家族成員をして非打算的に人格的に結合せしめ、共同せしめ、家族の全体に自己同一化せしめうる内的契機があるからである。それは実に伝統的な家に対し、またその伝統的権威に対する没我的な帰順があるからである。すなわちヴェーバーの言葉によれば、家の伝統的権威に対するピエテート *Pietät* における服属があるからである。』

さらに言う。

ヴェーバーによれば、「(支配の) 家父長制的構造は、その本質上、没主観的 *sachlich* 非人格的 *unpersönlich* 的な『目的』 *Zweck* への奉仕義務や、抽象的規範への服従にもとづくものではなく、これとは正に反対に、嚴格に人格的なピエテート関係にもとづくものである。」家父長はこのような家の伝統的秩序の担い手として、権威とピエテートを享受する。しかしその故に彼もまた伝統的拘束を免れることはできない。この伝統によって権威を附与保障され、伝統にもとづいて定められた家の諸規範を行使する権力をもつ家父長と、それに人格的にピエテートにおいて服属してゆく家族成員との結合・共同が家父長制家族の統一の基礎である。そしてその上に相互の協力奉仕が営まれ、連帯的の一体感が築かれ、共産的關係が形成される。すなわち「家共同体は、その『純粹な』姿——ということには必ずしもその『原始的な』姿——ということではない——においては、経済的にも、外に対しては連帯性と、内に対しては日用品の共産主義的な使用 = 消費共同体 (家共産制) *Gebruchs- und Verbrauchsgemeinschaft* (*Hauskommunismus*」

Es)とを意味し、その両者を厳格に人格的なピエテート関係の基礎の上に不可分の形で統一している。」のである。家父長制家族の内的統合はこのような遠い過去からの家の伝統的権威と、それへの人格的なピエテートによる服従とによって基礎を与えられているのである。

これをウェーバーはまた「慣れ(Gewöhnung)・伝統に対する尊敬・両親や祖先に対するピエテート・人的なしもへの誠実(persönliche Dienertreue)にまつてゐる家父長制構造は……」とも表現している。ここには、夫婦と親子のほかに、家族員となつてゐる Diener(「譜代下人」はこれに当るだろう)を含んで、家の伝統に服属し、また相互に権威とピエテートの関係において統合されている家結合の様態が示されている。家父長制家族での家共産主義はこのような人間関係の基礎の上に形成されている。このような基礎関係の中に人々は自己を同一化し、自他の連帶性を強く認識しているわけである。私は日本の家も家父長制家族の類型に属するものと思うが、——そして本稿で私が家というばあいは、日本におけるかかる伝統的家族を指しているのであるが——日本の家においても、「召使」または「譜代下人」を家の成員として容認する根拠は、このような家の権威へのピエテートにおける服従の関係にあることができるかと考えるものである。家長が彼らを包容し、彼らに庇護を加えるのも、このような人的関係にあるものとしてであつて、その故にそれは、血縁家族員に対すると同じように、生涯にわたつての全生活的な性質のものとなる。かかる庇護の関係を私は「扶養」と解して、かかる扶養の関係において家に包摂されている「召使」と、契約による雇傭の召使とは社会関係を異にする<sup>(15)</sup>と考えるのである。」

喜多野は、ウェーバーに拠りながら、非血縁者たる召使や譜代下人が家族の範疇に入りうる根拠を、伝統的・家父長的な権威と服従の心理・態度関係にもとめている。すなわち、家の伝統に服属し、相互に権威とピエテートの関係

にある者は、すべてこれ家族であり、家成員である、ということである。このように、家族結合の原理を意識・態度にもとめる喜多野は、有賀の生活機能分担論を許容しえない。「このような異質な諸関係を含んで、家(家族)の統合はどのようにして可能だろうか。これでは親族関係も、主従関係も、雇傭関係も、ひとしなみに家の生活機能への参加ということで同じ関係に置かれ、これらの立場の異なる諸関係が家族統合に対してもつ意義の差異が押し除けられるのである。そうして生活諸機能の複合を持つ生活集団としての家(家族)生活への機能的協力ということで家(家族)の統合が可能だとしているようであるが、家(家族)は単にそういう統合体だろうか。家族のような primary group においては、家族生活の機能的諸関係をもとにして包含する人々を、態度・意識の異なるままで、ただ機能參與しているからといって、そのままで一体的な統合を成立せしめうるとは考えられないのである。<sup>(12)</sup>」

さらに言う。

「こうしてみると家の成員は、中心の夫婦はともかくとして、血縁親族も、非血縁の召使雇人も、その立場立場で家(生活集団としての)の生活諸機能に参加しているが、この諸機能は相互に密接に関連していて、言わば生活上の諸機能の複合をなしている。そこに家としての一体感が生じる条件が生まれる。つまり各成員に全体としての家への所属という家族意識を成立させるということになるようである。家族の一体感とはこのような生活機能へ参加することによって、これらの生活機能の連関・複合の中で養われるというのである。ところが有賀氏は、これらの成員がそれぞれ異なる社会関係を持っているままでもよいと言うのであるから、この一体感は少なくとも primary group の成員が持つような、全人格的な目的結合的な集団の一体感とはおよそ異質のもので、言わば associational な集団の成員達が持つ集団意識に似ている。有賀氏が家は生活集団であると規定するばあい、それはこういう機能集団を意味

しているのである。つまり有賀氏は家族の集團的性格をこの機能複合の方へ引き寄せて構想してしまつたのではないかとと思う。それは家族社会学が家族結合の本質を追求してきた方向とは逆の方向である。だから小家族理論が示している夫婦親子を中心とする近親者の小結合の強い人格的合一の存在には、ここでも時々顔を覗かせるように、一応形態的には着目していながら、そのものの家族統合の核としての意義には、ほとんど顧慮しないのも当然のように見える。<sup>(13)</sup>

喜多野は、執拗に批判をつづける。彼は有賀の理論の拠点である生活機能の内容に眼をむけていう。「有賀氏は〈家の生活機能としては信仰、経済、法律、道德、自治、芸術等をあげることができる〉と言っている。有賀氏としては、具体的な家族生活の様々な面を要約的にこのような分類で示したのだらうと思うが、これでは形式的な分類で、家族の集團的特性とその機能という構造的な関連は、これではよく解らないし、第一家族が家族として固有に果している諸機能——その故に他に移譲できない諸機能は、分解されてしまつている。これは正に戸田博士が『家族構成』第一章において家族結合の特質として論じているものであり、多くの家族論が今日ほとんど確認の形にまで持つてきている事柄である。こういう家族の中核的な結合に固有に結びついている機能の中へ、主従関係や雇傭関係にあるものがどうして一体的に入ることが出来るだらうか。この問題を解明しないで、むしろこのような問題を含んでいる諸関係をそのままに包含して、いわゆる生活機能——これは生活条件の変化に対応して増減伸縮する——の複合の中に、家（家族）の一体的統合の成立する根拠を求め、家は生活集團であると規定するのでは、むしろ家（家族）の正しい理解にはならないのではないだらうか。<sup>(14)</sup>」

喜多野は、以上のように、有賀は家族結合の契機を生活機能に求めながら、その実何等積極的に生活機能が家族結

合の契機たりうるかを論じてはいないというのである。そして、自ら家族結合の機能論を展開するのである。

彼はいう。「私は家（家族）の生活機能を軽視するつもりはないが、家族結合の本質は、小家族理論の示すように、かの核的小結合の内部に求める。」

「家族結合の固有の場面は、生活条件に対応して営まれる機能的諸関係で結合されているところにあるのではなく、むしろ夫婦親子兄弟姉妹の結合に見られるように、本質的に全人格的な、非即物的な、従って結合自体を目的として、自分をそれに帰一させようような結合においてである。家族はこのような結合を基本とする集団であると考えられる。」

「そしてこの本質に結びついた固有の機能がある。夫婦の性愛も、子供の愛育も、家族員の扶養も、これらに結びついた相互奉仕・連帯なども、それに算えられる。しかしこのためだけでも家族はまた他に各種の生活機能を営まねばならない。けれどもこれらの多くは家族の固有の結合を保持し、固有の機能を充すためにあるものだと思う。もちろんその他にもこの集団が社会的に存立し発展するために必要とするいわゆる生活機能は色々あるが、それらは固有機能とは異なって、生活条件の変化によってあるいは加えられ、あるいは他に移されることが可能である。そこでこの機能の増減伸縮によって、外から人が収容されたり、あるいは外に出されたりもするだろう。」<sup>(15)</sup>

以上、喜多野が有賀批判を通して、自説を述べたところの骨子ともいうべきものを、引用を主体として紹介した。次の部分が、喜多野の所説の要約とすることができようか。

「私は家は『家父長制的な家長権の統率する家権力の下に成立する歴史的制度だ』と言ったのである。けれどもそれは家族なのであるから、家族結合の核を含んでいるとするのである。そして家は家長夫妻を中心として、その直系

傍系の親族、非血縁の家族員を含む大規模な形をとりうるから、この核は複数であることもあれば、また一つでもあることは、家族周期の面から見ても自然な事柄である。そこで家は核としての小家族を単数か複数含んでいると言ったのである。けれども家の性格をきめるものは『家父長制的な家長権の統率する家権力の下に成立する』という規定である。この規定を省略して、核としての小家族の単数か複数で担われているというだけでは家の説明にならぬことは当然である。<sup>(16)</sup>

- (1) 戸田貞三『家族構成』弘文堂、昭和四一年、新泉社覆刻版、昭和四五年、戸田理論の要約は、中野卓によってなされ有賀はそれを利用してゐるが、ここでは戸田理論に积淀をもつ喜多野の要約を参考にする。
- (2) 戸田『家族構成』、新泉社版、五一頁。
- (3) 喜多野清一『家と同族の基礎理論』、未來社、九三頁。
- (4) 『有賀喜左衛門著作集』、未來社、第七卷、二六五頁。
- (5) 『前掲書』、二六五頁。
- (6) 『前掲書』、二六六頁―二六七頁。
- (7) 『前掲書』、二六六頁。
- (8) 『有賀喜左衛門著作集』、第九卷、三一頁。
- (9) 『有賀喜左衛門著作集』、第七卷、二六九頁。
- (10) 『前掲書』、二七〇頁。
- (11) 喜多野『前掲書』、一三二―一三三頁。
- (12) 『前掲書』、一四一頁。
- (13) 『前掲書』、一四二頁―一四三頁。
- (14) 『前掲書』、一四三頁。
- (15) 『前掲書』、一四六頁―一四七頁。

(16) 『前掲書』、一五五頁。

#### 四 日本の家と家父長制

——有賀・喜多野両理論への若干のコメント——

有賀は、喜多野の批判について、「家族理論の家への適用——喜多野清一氏の『日本の家と家族』を読んで」（一九六五年稿）をもって応えている。この論文において、有賀は特に喜多野の説に積極的に反批判をおこなってはいない。ただ、有賀が何を問題とし、何を論じようとし、何を論じたかを、あらためて言うことによって喜多野に、応えているにすぎない。もっとも、その中で、私は有賀の次の言葉に注目する。

「喜多野氏は私の旧論『日本の家』（日本人類学会編『日本民族』所収、岩波書店、一九五〇年）を引合に出され、完膚なきまでに批判された。私もこの旧論は未熟なものだと思っているので、このような論文に一顧を与えて頂いたことをうれしく思っているが、ただその中で私が、家は夫婦中心の家業、家産の集団であると説いていた点だけには注目してほしかった。家業とは一種の企業経営の形態であり、家族の存在が日本においては、この形態をとらなければならなかったのは、日本の全体社会における自然的、政治的、経済的、社会的な条件にその理由があったことは、その頃十分に指摘していなかったかも知れないが、日本のように政治的権力の優先して来た条件においては、すぐれて政治体制に対立するためであったといつてよい。」<sup>(1)</sup>

有賀はここで、さきに紹介した「夫婦を基礎とした生活集団である」という規定を一層はっきりさせて、夫婦を中心とした家業・家産の集団であり、家業とは一種の企業形態である、と言いきっている。別の論文「家について」

(一九四七年)で彼はすでに、次のように言っている。「家企業のスケールの大小によって成員の構成に差異が生じた。農業にせよ、商工業にせよ、比較的大経営においては大きな労働組織を形成したから、二世、三世または四世の直系成員を含むほかに、傍系成員や雇傭成員を複雑な構成で含むことが生じた。いわゆる大家族である。」<sup>(2)</sup>

では、家が企業として大きくなってゆくと、家は夫婦を基礎とした集団であることをやめるかということ、そうではない。家はあくまでも夫婦を基礎とする集団であり、家の永代存続が目標となると、夫婦関係もさりながら、親子関係も重要視せられてくる。有賀はいう。「家は嫡系夫婦やその子供が主要な成員であったことを私は少しも否認していなかったと思うし、むしろそれを認めていたが、家が家業や家産の運営の集団とならざるをえなかったことを見なければならぬと思った。これは成員の生活保障の責任を過重に負わされていたことに理由があった。」<sup>(3)</sup>

有賀の家概念は、夫婦を中心とした生活集団ないしは企業ということになる。有賀は企業という言葉をつかっているが、企業は言いすぎであって、経営体と言った方が有賀の考えに近かろう。何故なら、家業が商業あるいは工業なら、まだ企業と表現可能であろうが、自給自足的な農家の場合など企業というのは適當ではないからである。武家もまたしかり。

そこで、わたくしには二つの点が疑問として浮んでくる。一つは、夫婦中心の規定であり、今一つは夫婦関係と家業ないし経営体との関係の問題である。

夫婦を家概念における不可欠の契機となし、嫡系を重視しながらなぜ親子としなかったのであろうか。なぜ、夫婦とその子供としなかったのであろうか。夫婦とはもともと子供をもうけ、扶養するものである。そして、家は基本的にその存続について強い希求がもたれるものであり、そこに家成員は家の維持存続を担う嫡系成員とそれに服属する

傍系成員とがわかれてくる。この点は有賀自身がとくに強調するところでもある。それなのに、何故に夫婦のみを家の基本要員として、親子を排除したのであろうか。

しかも、有賀自身、夫婦、親子およびその近親者からなるという戸田の小家族論にたいして、「私としては戸田の家族理論を全面的に批判しようと思つたのではなかつたばかりか、むしろ戸田理論は、常識的にみても、自明のことが多く、日本の近代の家のみでなく近代以前の家の場合でも、多くの小世帯構成の家にとっては、戸田氏の親族世帯論は一応あてはまると思つているくらいだ<sup>(4)</sup>」といつている。わたしには、有賀は親子を中心とした生活集團ないしは経営体、とすべきだつたように思われる。

生活集團ないし経営体の側面を重視するのあまり、しかも家という生活集團ないしは経営体の特殊性、すなわち生活集團ないし経営体一般ではなく家経営体の特殊性を出すために最少限の契機として夫婦をもつてきたのであろうと思われる。家概念ないし家族概念にとって血族が決定的要因ではないということを重視するのあまり、そして夫婦は以前は血族・血縁ではない点などを注視するのあまりさらに血縁者ばかりでなく非血縁者も家族たりうることを重視することのあまり血縁の直接的關係たる親子關係を排除したのであろうか。夫婦に子のない場合、あるいは血の連がつた子供があつても養子を貰うことなどある。だが、夫婦には子があることが自然であり、できればまずその子に家を継がせるのが自然である。

有賀理論は、夫婦を基礎とする生活集團と規定するより、親子を中心とする生活集團とした方が、有賀が内容的に論じていることに、はるかによく適合しているように私には思えるのである。もっとも、この夫婦を基礎とした親子を中心とするにあらためた方がよいということについては、指摘せられ有賀のすでに知るところではある<sup>(5)</sup>。

次に、家の規模と家の成員すなわち家族との関係の問題で難問が生ずる。家の規模は、家業の大きさ、家に包摂されている経営体の大きさによってきまる。家業・経営体が大きくなればなるほど、家の成員・家族数は増大することになる。では、経営体の拡大・家業の規模の増大に伴ってどこまでも、家は大きくなり、家成員・家族は増大するのであろうか。

有賀の家理論については、ここでは二点について問題を指摘するにとどめ、あらためてより精しく論じたい。

次に、喜多野の所説について、思うところを若干述べることにしたい。

すでに見てきたように、喜多野の日本の家ないし家族の理論は二本の柱からなりたっている。一つはウェーバーの家父長制家族論であり、いま一つは家族結合の本質論ないし小家族理論である。

喜多野は、夫婦および親子の他に、非血縁ないし非親族の者をも家族として把握している。その根拠は「家の伝統に帰属し、また相互に権威とピエテートの関係において結合せられている状態」としての家父長制である。ところが、彼は、他方において、「私は家（家族）の生活機能を軽視するつもりはないが、家族結合の本質は小家族理論の示すように、かの核的小結合の内部に求めるべきだ」と主張している。

家父長制的家族論と核的小結合の理論とはいかに結合せしめられているか。喜多野は、家を一方において「家父長制的な家長権の統宰する家権力の下に成立する歴史的制度」であると把握すると同時に、他方「夫婦・親子兄弟姉妹の結合に見られる本質的に全人格的な非即物的な、従って結合自体を目的として自分をそれに帰一するような結合」こそ家族結合の本質であると把握しているので、大規模な家の場合血縁・非血縁を含むいくつかの核的小家族の複合体として成立していると理解することになっている。

喜多野は、家族の歴史規定と本質規定とをもっているわけである。そして本質規定は歴史規定より、より基本的なものとしてとらえられている。このような、喜多野理論に問題はないであろうか。わたくしには、まず、核的小家族の中に、超歴史的な家族の本質があるとは思われない。歴史的・社会的に夫婦・結婚、したがって親子の関係は、きわめて多様な形態をとってきていることは周知であり、核的小家族は、家族の近代的な形態にすぎないからである。

次に、家父長制家族理論と核的小結合の小家族理論との関係が問題になりうるが、喜多野は家父長制的家族理論と小家族理論とをいかにして統合し、結合しておられるのであろうか。小家族理論を本質規定とするなら歴史的形態たる家父長制的家族は、果してその本質の史的形態として説明せられているであろうか。家父長制的大家族は、複数の核的小結合家族の複合体として把握せられているが、家父長制的家族はそのような理解を許容しうるであろうか。

喜多野は、ウェーバーの家父長制論を援用している。彼は、ウェーバーの次の言葉を引用する。さきにも引用し、くりかえすことになるが、「(支配の)家父長制的構造は、その本質上、没主観的 *sachlich* 非人格的 *unpersönlich* な『目的』*Zweck* への奉仕義務や、抽象的規範への服従にもとづくものではなく、これとは正に反対に、厳格に人格的なピエテート関係にもとづくものである。」そして、すぐそれにつづけて喜多野はいう。「家父長はこのような家の伝統的秩序の担い手として、権威とピエテートとを享受する。しかしその故に彼もまた伝統の拘束を免れることはできない。この伝統によって権威を附与保障され、伝統にもとづいて定められた家の諸規範を行使する権力をもつ家父長と、それに人格的にピエテートにおいて服属してゆく家族成員との結合・共同が家父長制家族の統一の基礎である。」<sup>(6)</sup>

だが、この伝統的な権威を担う家父長とそれに人格的にピエテートにおいて服属してゆく家族成員との関係である

家父長制の論理は、夫婦結合を中心とした親子兄弟の結合にみられる全人格的な結合関係としての小家族理論といかに結びつくか。有賀の引用したウェーバーの『支配の社会学』第四節の一「家父長制的支配の本質と成立」より、いささか長きにわたるが、さらに引用してみよう。

「この状況とは、すべて家に従属するひとびとにとって、特別に緊密な・人格的な・継続的な・家の中での共同生活が、内外両面にわたる運命の共同を伴って営まれる、という事実である。家に従属する妻にとっては、夫の肉体的精神的力が通常妻よりも優越しているということである。幼い子にとっては、客観的に扶助を必要とするという事情である。成年に達した子にとっては、習慣、あとあとまで残る教育の影響、心にしっかり刻みこまれた幼時の想い出である。僕婢にとっては、ヘルの勢力圏外に出ては保護が受けられないという事情である。僕婢は、幼時から、生活の実際を通じて、ヘルの権力に服従する態度を仕込まれている。

父の権力と子のビエテートとは、原理的に、現実の血縁関係——血縁関係があるのがいかに通常であろうとも——にもとづいているわけではない。むしろ、正に素朴家父長制的な考え方は、しかも懐胎と出産との関係を認識する（この認識は決して「素朴な」認識ではない）に至ってから後までも、家権力を全く財産と同様にとり扱っているのである。すなわち、妻としてであれ女奴隷としてであれ、一人の男の家権力に服しているすべての女の産んだ子は、肉体的な父子関係の有無を問うことなく、家長がそれを欲するときは、無雑作に「彼の」子とみなされる。丁度、彼の家畜の果実「家畜の子」が彼の家畜とみなされるのと同様である。子やまた妻をも（他人の手権 *mancipium* に）質貸することや、あるいは質入れすることがおこなわれたほかに、他人の子を買ったり自分の子を買ったりすることは、発達した文化にもなお普通に見られる現象である。<sup>(7)</sup>」

次のような箇所もある。「家支配権は、完全に純粹な形で現われるときは、少なくとも法的には無制約であり、従来の家長が死亡し、またはその他の事情で引退するときは、新しい家長に同じく無制約に移行する。それ故、新しい家長は、例えば彼の前任者（したがって時としては彼の父）の妻を性的に利用する権利をも、そのまま併せ獲得する。」<sup>(8)</sup>

あきらかに、喜多野の言う小家族の論理はウェーバーのいう家父長制の論理に矛盾する。その矛盾は家父長制の論理の中に小家族の論理はまきこまれ、従属しているという点にある。家父長制の論理は支配の論理であり、小家族の論理は支配の論理ではない。非支配の論理が支配の論理にまきこまれ、決定的に従属せしめられているのである。喜多野は、この間の事情をみつめていない。

喜多野は、家族結合の本質は小家族理論が示すように核的小結合の内部に求めるべきだと主張し、有賀は生活条件に対応して営まれる機能的諸関係の結合に求めていると批判している。だが、ウェーバーは、家族結合の基礎として、「共属性の基礎は、どこにおいても、例えばモハメッド以前のアラビアにおいても、有史以前のあまたのギリシヤ諸法の用語からみても、のみならず一般的に多くの純粹に家父長制的な法秩序からみても、住居・食事・飲料・日用品が、純粹に事実上、多年にわたって共同される、という点にある」<sup>(9)</sup>、といっている。有賀は、家を何よりもまず生活集團「生活共同体であり、夫婦を中心とした生活集團」生活共同体であると規定して、日本の家論を展開しているが、まさにこの点で有賀理論は原理的にウェーバーの家父長制論に酷似している。そしてまた、有賀が日本の家に関して分析した内容はウェーバーの説くところと合致しこそすれ、矛盾するところを見出すことは困難である。

日本の家をウェーバーのいう家父長制だとして規定して有賀を批判した喜多野だが、その実、ウェーバーに有賀は近く、喜多野は遠い。

何故、このような結果になったのであろうか。喜多野は小家族理論に固執したからである。たしかに、現在のわれわれの生きる家族状況は核家族的状況にある。現在の核家族を基礎とした小家族理論こそ、われわれによく理解でき、馴染むものである。ファミリー Family という英語で想起するものは、まさに夫婦親子兄弟の小単位の核家族である。このような家族すなわちファミリーは、日本より西欧において早く成立した。このような家族「ファミリー」を家族の基本形態ととらえ、核的結合のなかに家族結合の本質を見出し、歴史的な家族の諸形態の中を貫通して流れる家族の一般的なエレメンタリー・フォルムを把握しようとする理論が成立するのは、ごく自然のなりゆきである。喜多野理論もその一亜種と言いうことが出来る。

だが、夫婦親子兄弟の核家族は、家族の基本形態でもなければ、核家族における家族結合の基本原理でもない。核家族は現代における家族の支配的な形態ではあるが、歴史的な家族の諸形態を貫通して存在するものでもない。それは現在の状況から過去を類推するにすぎない。しかも現在すでに核家族は崩壊しつつあるではないか。男女同権となり、女性が男性と並んで職場進出をとり、女性が男性と同等の経済的基盤をもつにいたるや、核家族の崩壊が始まるのである。核家族とそこに成りたつ夫婦親子兄弟の情愛は古きよき時代のかえらぬ夢となりつつあるではないか。

核家族の成立は資本制生産の成立に始まる。一人の男性労働者の賃金は、自分と妻とその子供の生活を支える額として与えられ、それによって、労働力の生産と再生産、資本家的生産様式の再生産がなされるようになったとき、古い家族形態は崩壊し、核家族が成立してきたのである。それによって、現在われわれのイメージする家族とその概念

は成立し、ファミリーなる語意は、夫婦・親子・兄弟の結合を示すものとなった。それと同時に、ファミリーなる語は、それ以前にもっていた意味内容を喪失してしまったのである。

レイモンド・ウイリアムスの『キイワード辞典』<sup>(10)</sup>によれば、family は一四世紀後期から一五世紀初期にかけて英語に入ってきたものであり、源はラテン語の *famulus* (召使い) である。召使いの集団、あるいは一つの屋根の下に暮す血族と召使いの集団というラテン語のハウスホールド (世帯) の意味をもっていた。

その後、「ファミリーは拡大されて世帯ではなく、共通の祖先からの家系による特定の血統または親族という意味で、「ハウス(家)」という呼称が与えられたものを表わす」ようになった。十七世紀にいたり、ブルジョア社会の成立、核家族の成立とともに、family は召使いをもふくめた古い確立せられた意味における世帯・ハウスホールドとしてのファミリーでもなく、血統や財産をふくむ意味でのファミリーでもなく、賃銀労働者の賃銀によって扶養せられる夫婦・親子の小さな近親集団としての小家族を意味するものとなってきたのである。<sup>(11)</sup>

以上により、喜多野理論の限界ないし錯誤は、かなりはつきりしてくると思われる。

- (1) 『有賀喜左衛門著作集』、未来社、第九巻、六五頁―六六頁。
- (2) 『前掲書』、一二五頁。
- (3) 『前掲書』、六七頁。
- (4) 『前掲書』、五三頁。
- (5) 「福武直氏のように、家は親子関係を重要視したという説も出てきた。しかし福武説といえども、家長夫婦を無視したことはならない」(『前掲書』六六頁)。
- (6) 喜多野清一『家と同族の理論』、未来社、一三二頁。
- (7) Max Weber, *Wirtschaft und Gesellschaft*, 4 Aufl. zweiter Teil, Kapitel IX. *Soziologie der Herrschaft*, 世良晃司

郎訳『支配の社会学・I』、創文社、一四四頁—一四五頁。

(8) 『前掲書』、一五〇頁。

(9) 『前掲書』、一四六頁。

(10) Raymond Williams, Keywords, 1976. 岡崎康一訳『キイワード辞典』、晶文社。

(11) 住谷一彦『共同体の史的構造論』(有斐閣)の終章「日本農村社会学の『共同体論』の分析」は有賀・喜多野理論に論評を加えている。口頭でもいろいろと教示を受けた。喜多野寄りであるところが私と違う。

## 五 家と家族構成

——有賀理論・中野理論に触れつつ——

わたくしは、有賀・喜多野論争を中心に、両教授の家ないし家族の理論を検討し、その結果、多くのことを学ぶことができた。

家は生活共同体であり、生活集団である。だが、生活集団ないし生活共同体一般ではなく、血縁者、すなわち夫婦・親子・兄弟の生活共同体である。生活集団ないし生活共同体とは、消費単位であると同時に協働体である。協働の維持促進の機能が経営であるから、協働体は即経営体でもある。家の成員を家族という。家経営体の規模が大きくなるに従って、家族数は増大する。家族数の増大は、血縁者を含めることはもちろんのこと、非血縁者をも家族として包含する。そして、日本の家はウェーバーのいう家長制の一類型とみてよいと思う。

さて、ここで家族ないしは家成員の構成について、わたしなりに考えてゆきたい。

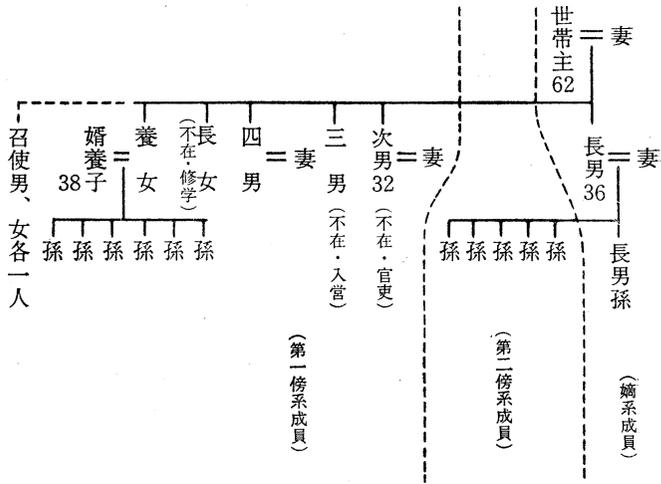
家は家族の維持・存続・繁栄を何よりも重要事とする。家が協働体たるかぎり、それは命令・服従の体系であり、

命令・支配の専属的機能を家督といい、家督の保持者が家長である。総領ともいう。総領は一般に長子が相続する。かくして、家督を相続する長子の系統ができ、それは嫡系ないし直系と称されている。ここで、直系以外の血縁家族は傍系となる。傍系の家族は直系家族との系譜関係より第一傍系・第二傍系とさらに分類しうる。そして、非血縁ではあるが家族として認知せられた家成員もまた、傍系家族であり、非血縁傍系家族である。家は、単なる夫婦・親子・兄弟の愛情・信頼の関係ではなく、きびしい環境を生き抜く生活集団であり、家の維持に関して絶対的支配権・家督を継ぐ者とその支配に服属する者との関係である。従って、嫡系に対して血縁であろうと非血縁であろうと等しく傍系である。なお、嫡系および傍系、傍系のなかでも嫡系よりの系譜関係の差に応じてその処遇に差が生じる。

次に、わたくしは家の成員であつて家族にあらざる者、すなわち非家族家成員の存在を指摘しておかなければならぬ。家族は家の維持・存続・繁栄とその運命を共にする者であり、そのような存在として家督相続人・家長に終生随順する者であり、そのような者として認知せられた者である。だが、家なる協働体に参加して長期あるいは短期に労働を提供しながらも、家の運命と自己とを結びつけない者、また家族として認知せられず、家の繁栄がわが繁栄として結集するように処遇されない者が存在する。下男・下女・下僕等の類である。家が協働体であり経営体たるの側面をもつかぎり、このような家成員の存在をはっきりと把握しておく必要がある。非家族の家成員の存在を把握して、家族の何たるかをより明確に理解することも出来よう。

次に掲げる表は、有賀によつて一九四〇年に調査作成された青森県三戸郡階上村の野沢家の家族構成<sup>(1)</sup>である。野沢家は、このとき嫡系家族と傍系家族、傍系家族は第一傍系と第二傍系とに分類せられ、なお、有賀は明記していないが非家族成員としての召使男女各一名がいる。なお、第一傍系家族のなかには、養女とその婿養子とその子六人がふ

野 沢 家 (昭和15年10月)



これは四つに大別できる。

- (1) 〈子飼〉奉公人(丁稚・手代の系列、徒弟的奉公人)
- (2) 〈中年者〉(あるいは、単に〈中年〉。元服前に奉公入家した者が(1)の系列に加わりうるのに対し、元服後に入

日本の経営論序説

くまれている。

農家にたいして、町家の家族構成についてみてゆくことにする。中野卓のまことにすぐれた研究がある。それから学ぶことにしたい。

「家制度はその目的遂行のために家の各成員がそれぞれ受けもつ役割に応じて、彼らを差別している。家の内部構造全体がそういう差別の体系なのである。家長と家長以外の人々のすべて、また、親族的家成員のなかでも、嫡系(直系)と庶系(傍系)それぞれにわけるといふ差別は、家の系譜的連続の中軸をなす代々家長とその妻およびその未成人の子を、嫡系とし、これ以外の人々を、たとえ家族員であっても(傍系)としているところに、顕著に示されている。

住込奉公人たちのうちでも主家における役割地位の相違にともなつて、差別は顕著である。

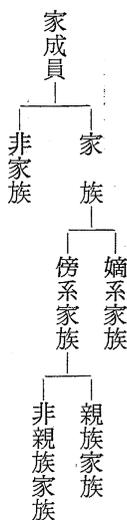
った者は、このように呼んで區別され、別家する機会を与えられることが皆無でないまでも、まれである。

- (3) 〈下男〉（小経営の家にはいないが、中以上の経営になると一人あるいは少数の人々を下働きの雑役専門に下男として雇い入れる。入家の年齢は中年か老年が多い。）

- (4) 〈下女〉（子守りを任務とする場合など少女や老女もあるが、また婚期を逸して老年まで住み込み続ける場合を除き、多くは嫁入前の行儀見習をかねて、二―三年という短期間だけ奉公する者が多い。）

子飼の手代こそ、〈親方〉（オヤ）たる家長のコという立場をもっとも充分にみたしうるものであるから、別家させてもらえるのは、原則として、この種の奉公人だけである。別家は、功により分家格にもなりうるが、中年者は、例外的にしか別家できない。下男の別家も、ごくまれにはあつても〈台所別家〉とか〈裏別家〉とかいって差別される。下女は、手代とめあわされる場合のほか、別家の一員とはなれないが、下女の目標は、子飼手代におけるように別家することではなく、いい嫁入先をえることのできるような内外の条件をつくることにある。<sup>(2)</sup>

さて、以上にもとづき、わたくしなりに家の成員をまとめてみると、まず家成員は家族と非家族とにわかちうる。家族はさらに嫡系と傍系とにわけられ、傍系は親族と非親族とからなる。これを図示すれば、次の通りである。



そして、ここで銘記すべきことは、この家成員のそれぞれには、この分類に応じて家における一切の処遇について差違があるということである。この家族構成は、同時に差別構成でもある。根本的に、同じ家なる経営体に参加して

も、終生さらには永代であるか、限定せられた一定期間あるいはその更新であるか、家と運命を共にするかどうか、家の繁栄を享受しうるかしえなにか等によって、家族と非家族とはまず区別せられる。おなじ家族の中でも、嫡系は家督相続人・家長の系統であり、傍系家族は家長に随順する系統である。そして、傍系家族は分家・別家させてもらうことが出来る。だが、おなじ傍系でも親族か非親族かによって、分家・別家の条件にはっきりした差がつけられる。血統のいかんによって格が定まり、格のいかんによって処遇に格差がある。家は、その成員を統によって階層づけて処遇する体制すなわち階統制である。なお、分家・別家は、それを生み出した本家を中心とした同族団を形成する。

さて、有實理論について前節において、家を夫婦中心の生活集団と規定したことと、家は経営体であり、経営規模の拡大とともに家族数が大となるが、経営規模の拡大と家族数の拡大、大家族化はどこまですすむか、ということの問題として出した。後者の答えの一部として、分家・別家の創設と本家を中心とする同族団の形成があげられる。この問題は、さらに家父長制の解体、家計と経営の分離の問題とからめて次節で論ずることにしよう。

### 「付一」

中野卓は家成員について、松島静雄との共著『日本社会要論』（東大出版会）の第二章第二節「家と家族」の中で次のように論じている。

彼は、家を「家産にもとづき、家業を経営し、家計をともし、家の祖先を祀り、家政の系統または家連合の単位となる制度体たる団体」と規定している。この規定は有賀が家と家族とを同一視しようとすることに對して規定したものであるが、よくできている。

このような家の成員として、親族と非親族の二者にわかたつ。この分類に直系と傍系の分類をからめ、家成員の構成は次の上図または下図のごとくになると示している。



（松島・中野『日本社会要論』五一頁）

この中野の家成員の構成図と、わたくしの構成図の第一の違いは、家族の概念の違いである。つぎに、非家族家成員なる範疇がわたくしにはあるが中野にはない、という点である。

中野は家族という概念を親族的家成員のみに限って用いているのに対して、わたくしは、家成員のうち家なる共同体と運命を共にするメンバーであり、そのようなものとして認知せられている者を指す。それは血縁・非血縁ないしは親族・非親族をとわぬ。そのかぎりでは、わたくしの家族の概念は有賀のそれに近い。だが、有賀には、非家族家成員の概念はない。

中野にとって、親族的家成員即家族員であるわけだが、非親族的家成員は即わたくしのいう非家族家成員となるのであろうか。中野も、有賀も、わたくしのいう非家族家成員の存在をもちろん知っている。雇人や下女・下男のように、家とその運命を共にせず、家の繁栄に浴さず、有期限的な参加であり、分家・別家の機会を与えられることのない存在を、家成員としてはつきりつかんでおく必要がある。中野の非親族的家成員はわたくしのいう家族と非家族とに分たれるのであろうか。多分そうではあるまい。中野のここでいう非親族家成員は「全人格的に家に所

属している」「住込奉公人」のことをさきに指しているから、私の非親族家族をさしているわけである。中野のいう家族員が、わたくしのいう家族員と同義であり、中野には私のいう非家族家族員が存在を熟知しながらも、それを積極的にとりあげて表示する意思をもたなかったものと思われる。

何故、非家族家族員の存在を重視するかといえば、日本の経営にとってこの存在もまたきわめて重要な部分であり、現在の臨時工・社外工あるいはパートの存在と同一の範疇として把握されるべき性質のものと考えられるからである。

## 「付二」

なお、有賀喜左衛門の家の分類について、一言しておこう。

有賀は、夫婦中心の生活集団として家を規定し、家族の中に親族はもちろん非親族をもとりこんでゆく論理は生活集団・家の機能を鍵としている。そして、みずからは生物学的な概念ではなく社会的概念を用うべきだといながら、親族・非親族ではなく、血縁・非血縁の概念にこだわり、夫婦中心なる概念もまた重要視する。

有賀が日本の家として分類しているのは、次のごとくである。

### I 一妻の家

A 単一の家（直系親のみ夫婦関係をもつもの）

a 直系の家（夫婦のみの家をも含む）

b 直系・傍系の家

c 直系・非血縁の家

d 直系・傍系・非血縁の家

B 複合の家（直系親以外も夫婦関係を持つもの）

a 直系・傍系の家

b 直系・非血縁の家

c 直系・傍系・非血縁の家

（傍線は夫婦関係ある場合を示す）

## II 複妻の家

A 単一の家（直系親のみ複妻を持ち、庶出の子のないもの）

a b c d（Iに準ず）

B 単一複直系の家（直系親のみ複妻をもち、庶出の子のあるもの）

a b c d（右に準ず）

C 複合の家（直系親に複妻あり、傍系その他にも夫婦関係あるもの）

a b c d（Iに準ず）

（厳密には無妻、無夫、無夫婦の家もある。これを過渡形態として認め分類から一応省いた）

（有賀『著作集第七巻』二八〇頁）

この表示をみて、わたくしには家の分類を a 直系の家、b 直系・傍系の家、c 直系・非血縁の家、d 直系・傍系・非血縁の家の a・b・c・d の四者分類だけで十分のように思われる。一妻か複妻か、直系親のみ夫婦関係をもつものと直系親以外にも夫婦関係をもつものとの分類をからめてやたらと複雑にしているが、それがどれだけの意味を、家にとってもつものであろうか。夫婦を中心にこだわったからこのような複雑な組合せの一覧表を作成せざるをえなかったのであろう。

家にとって、本質的に重要なことは、直系か傍系かである。家長の系統である直系・嫡系とそれに服属する傍系

が、同じ親族関係であり、より端的には家長とそれ以外の者との関係である。すなわち親子関係こそ家の本質である。そのことは、有賀自身十分に知っているところである。だから、非血縁と有賀が言っている者は、傍系範疇に入るのであり、傍系範疇は血縁と非血縁、よりよい表現をすれば親族と非親族からなると把握すべきものである。有賀がここで傍系といっているのは、非直系の血縁ないし親族のみを指しているものと思われる。

(1) 有賀『著作集・第九卷』未来社、二八頁。

(2) 中野卓『商家同族団の研究』未来社、初版・一九六〇年、第二版・一九七八年、六九―七〇頁。

(以下は、次々号掲載の予定)